

徴収率向上対策(滞納整理)

		平成27年度に実施した徴収率向上対策 (効果のあった対策)
1	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> ・公売事務を納税管理課(管理部門)に集約化 公売事務について、平成26年度までは東・西市税事務所納税第一・二課(計4課)で行っていたが、平成27年度から納税管理課に集約して行うことにした。 【効果】公売実施結果 平成27年度 公売成立 34件、市税充当額 35,101千円 平成26年度 公売成立 18件、市税充当額 34,179千円 ・遠隔地現地調査業務の委託化 遠隔地(市外)案件の現地調査業務について、債権回収会社に委託して実施することにした。 【効果】滞納整理結果 調査対象者数 100件、滞納額 52,483千円、委託料 524千円 整理額 7,263千円(収納額 4,613千円、執行停止額 2,650千円)
2	銚子市	公売(不動産)を含む滞納処分強化
3	市川市	<ul style="list-style-type: none"> ○一定額以上の滞納額を対象に進行管理事案として職員に振分け、滞納整理を実施 ○水曜窓口・日曜相談窓口の開設による納税相談機会の拡充 ○インターネット公売の実施 ○滞納処分する財産が発見できない滞納者への捜索の実施 ○固定資産税の死亡者課税分について、法定相続人への賦課替えの実施 ○納税催告センターを新たに設置し、現年未納者への納付電話催告の実施 ○県への個人住民税の徴収引継の実施
4	船橋市	
5	館山市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現年度課税分の徴収強化 <ol style="list-style-type: none"> 1) 新規・少額滞納案件に対する早期着手・早期接触・早期整理 2) 納付環境の整備(平成27年度からクレジット納付の導入) 2. 差押えを中心とした滞納処分 差押件数 平成26年度 638件 平成27年度 734件
6	木更津市	滞納繰越分の積極的な整理
7	松戸市	
8	野田市	現年電話催告(納税コール)
9	茂原市	差押を中心とした滞納整理の強化、公売を含む滞納処分の強化
10	成田市	
11	佐倉市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 滞納額100万円以上の滞納者への対応(差押・換価または執行停止)を優先的に行っている。 2. 不動産公売の実施。
12	東金市	
13	旭市	<p>現年の早期滞納処分(10月) 捜索、タイヤロック、第三債務者への支払督促。</p>
14	習志野市	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理を地区担当ごとの管理 個人の担当者を明確にすることにより、分納不履行者や未折衝者に対して財産を発見した場合は、強制処分の執行等を速やかに行うことが可能になった。 ・新システムの導入 新しいシステムの導入により、徹底した履行管理をより行うことが可能になり、不履行となっている際は早い段階で電話催告をし不履行削減となるよう努めている。
15	柏市	<ol style="list-style-type: none"> ①委託による納税促進センター(コールセンター)の業務に、催告書作成補助業務を追加 ②新規滞納・現年分に特化した担当の新設 ③長期滞留、困難案件を高額担当へ変更
16	勝浦市	預貯金の差押
17	市原市	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織の一部を変更し、従前の税・国保重複滞納事案だけでなく、新たに市税のみの滞納事案も債権管理課で所管することとし、債権の効率的・効果的な回収の実現に向け徴収体制の強化を図った。 ・民間の活力とノウハウを積極的に活用し、業務委託と連携した差押処分等の実施、コールセンターを活用した早期電話催告、文書催告に取り組み、効率的な滞納整理を推進した。 ・多重債務などを抱える事案については、弁護士との連携による生活再建型の滞納整理を図った。 ・年間徴収計画を策定し、量的整理を図る事案、質的整理を図る事案に区分して取り組みながら、徴収計画を4半期ごとに見直し、効果的な徴収対策を実施し、徴収率の向上を図った。
18	流山市	
19	八千代市	債権を中心とした差押の強化
20	我孫子市	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険税 ・現年電話催告 ・現年のみ滞納者の一斉差押警告 ・現年のみ滞納者の滞納処分 ・財産調査を徹底し、滞納処分するか執行停止するか判断する。
21	鴨川市	財産調査による滞納処分の実施
22	鎌ヶ谷市	
23	君津市	平成27年度よりミラーズロックにおいて差押を実施した車両の公売を実施し、滞納整理が図れた。
24	富津市	
25	浦安市	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金等の差押などの滞納処分の強化 ・口座振替の推進(口座振替受付サービス・口座振替受付はがき・再振替)
26	四街道市	
27	袖ヶ浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤロック、ミラーズロックによる自動車等の差押 ・居宅の捜索 ・徴収事務指導員の活用による困難案件や長期停滞案件への取組み推進

徴収率向上対策(滞納整理)

		平成27年度に実施した徴収率向上対策 (効果のあった対策)
28	八 街 市	・全庁体制による集中滞納整理の実施(4月から5月にかけて、集中的に臨戸を実施。) ・弁護士による多重債務者相談の実施(日曜開庁日(毎月最終日曜日)に併せて実施。) ・口座振替キャンペーンの実施(新規申込者のうち抽選で100名に景品を発送。) ・徴税職員の担当を地区別担当制から滞納年数別担当制へ移行。
29	印 西 市	
30	白 井 市	分割納付の納付場所について、コンビニエンスストア及びゆうちょ銀行を追加した。
31	富 里 市	換価容易な財産を積極的に調査し、発見後は速やかに差押及び換価処分を実施。
32	南 房 総 市	・課長及び課長補佐等による全庁一斉徴収 ・短期証切り替となる者を対象とした一斉催告実施 ・休日臨戸徴収の実施 ・口座振替不能者を対象とした夜間電話催告の実施
33	匝 瑳 市	・全庁管理職で構成する「滞納整理特別対策班」により、年2回、集中的に臨戸徴収を行い、徴収率向上に努めた。 ・元税務署職員を徴収事務指導員として採用し、職員への技術指導や困難事案の滞納整理を行った。
34	香 取 市	徹底した差押処分を実施した(過去最多となる年間444件実施。差押財産については預金・給与等の現金債権中心)。
35	山 武 市	・所得250万円以上の滞納者の個別催告を強化しました。 (給与所得滞納者については、給与照会予告通知を重視し発送しました。)
36	い す み 市	
37	大 網 白 里 市	
38	酒 々 井 町	・地方税法第48条の規定による徴収引継により滞納繰越分 ・夜間相談窓口の開設により、納付相談機会の拡充を図った。
39	栄 町	8月1日から任期付職員(国税OB)を採用し、徴収の強化を図り換価しやすい財産を積極的に差押を実施しました。
40	神 崎 町	
41	多 古 町	・課税担当と連携し、確定申告や住民税申告内容の見直しを行った。
42	東 庄 町	
43	九 十 九 里 町	・休日納税相談窓口の開設。(毎月最終日曜日9:00~16:00) ・県税徴収経験者を雇用し差押などの滞納処分強化。
44	芝 山 町	
45	横 芝 光 町	・滞納処分(差押等)の強化(現年分のみ滞納者の差押) ・現年分滞納者への早期電話催告 ・分納誓約と並行した財産調査(滞納処分または執行停止の早期判断) ・休日納税相談窓口の開設(毎月第2.4日曜日 午前9時から正午)
46	一 宮 町	
47	睦 沢 町	
48	長 生 村	1. 管理職による臨戸徴収 【実績】 2人1組8班編成にて、4・7・11月に各10日間の日程で実施。 【効果】 徴収のみならず、納税意識の向上が図れる。 また、居住の実態等の確認が可能。 (実態なき場合は、住民記録担当課へ職権消除を依頼する) 2. 日曜窓口の実施 【実績】 村税等の納付・納税相談 3. 徴収アドバイザー派遣委託 【実績】 年10回実施 【効果】 高額滞納者等の徴収困難事案に対する納税折衝や滞納処分を効率よく実施するのに必要な技術的助言、指導が得られる。
49	白 子 町	・徹底した財産調査 ・換価しやすい債権の差押 ・適正な滞納処分の執行停止
50	長 柄 町	
51	長 南 町	
52	大 多 喜 町	
53	御 宿 町	県内徴収の強化(対面交渉)及び電話催告
54	鋸 南 町	
	市 計	26
	町 村 計	8
	県 計	34

(注)「市計」「町村計」「県計」は該当団体数。

徴収率向上対策(滞納整理)

		現在検討している対策及び今後検討すべきと考えられる対策
1	千葉市	・非常勤職員の活用 非常勤職員を雇用し、財産調査結果の情報システムへの入力や相続調査の事務補助をさせることにより、担当職員は差押事務等の徴税吏員特有の事務に専念し、徴収率の向上を図る。 ・市外案件専任組織の設置 全滞納案件に占める市外案件の割合が年々上昇しており、市外案件の整理が急務となる中で、市外案件を一つの組織で集中的に整理する。
2	銚子市	組織による進行管理(マネジメント)
3	市川市	○進行管理事業の対象金額を引き下げ ○現年課税未納者対策の専従班を設置し現年課税分の収納率向上を目指す
4	船橋市	
5	館山市	
6	木更津市	車両差押の実施、インターネット公売の活用、自動音声電話催告システムの導入
7	松戸市	
8	野田市	・地区担当制から滞納額別担当制へ見直し
9	茂原市	納税環境の整備
10	成田市	
11	佐倉市	過去において不動産差押を執行したまま相当年数が経過している滞納案件について、所要の調査の上、公売又は滞納処分の執行停止の方向性につき整理を進めること。
12	東金市	
13	旭市	現年度滞納者に対して、自動音声による電話催告を平成29年度から導入する方向で検討中。
14	習志野市	・積極的な執行停止の検討 生活困窮者や滞納額に対して明らかに少額の分納となっている滞納者に対しては強制処分だけではなく積極的に執行停止を検討していく。 ・主となる強制処分の見直し 今までは預金差押をメインとして行っていたが、差押後の相談時間が長く差押解除に関しても手間がかかる。時間効率等の観点から、給与先が把握できている場合は給与差押をメインとして行っていく。
15	柏市	①現年分の滞納整理(催告、処分)の時期を繰り上げる。 ②納税義務の承継、共有者への督促、滞納処分実施方法の検討。
16	勝浦市	滞納管理システムの導入 徴収指導員の指導による徴収体制の強化
17	市原市	・市税及び国民健康保険料における効果的な徴収体制を構築するため、人員や組織体制の検証を引き続き実施する。 ・業務委託と統合滞納管理システムを活用し、滞納事案を分析(分類)することにより、効率のかつ効果的な滞納整理を実施する。 ・債権管理課徴収計画を基に、毎月定期的に会議を実施し、進行管理(P・D・C・Aサイクル)による効果的な滞納整理を図るとともに、その結果をフィードバックして徴収計画を4半期ごとに見直ししながら、継続的に効果の高い徴収対策を実行する。 ・差押済不動産の整理について、換価価値や権利関係等の調査を進めながら、公売実施の適否を検討し、対象事案に応じた滞納整理を図る。 ・現年度賦課分について、コールセンターから早期の納付勧奨を徹底的に行い、納期内納付の推進と新たな滞納の抑止を図るとともに、現年度分滞納においても、積極的に滞納処分を実施し、現年度賦課分の徴収強化を図る。 ・納付環境の整備(クレジットカード納付、マルチペイメント納付)について、他市の状況を検証する。
18	流山市	
19	八千代市	徴収事務の業務委託
20	我孫子市	・処分すべき財産の有無を確認するための捜索を実施する。 ・給与差押等に応じない者への支払督促の実施。
21	鴨川市	高額困難案件の滞納整理、納付相談体制の連携(低所得者対策等)
22	鎌ヶ谷市	
23	君津市	・マイナンバーの活用による財産調査等の効率化。
24	富津市	
25	浦安市	・市県民税(普通徴収)のクレジット収納の実施
26	四街道市	
27	袖ヶ浦市	・電話催告等の委託
28	八街市	・高額困難案件、長期未展開事案の解消を図るため、所要の調査を実施し、公売又は執行停止等の方向付けを進める。 ・電話催告等については民間委託の導入を行った上で、徴税職員が滞納処分に専念できるようにする。
29	印西市	
30	白井市	給与、不動産や動産などの差押え、ネット公売の実施、夜間における納付・納税相談開設日の増設(月1回から2回)
31	富里市	インターネット公売の積極的な実施と滞納処分を更に計画的に実施する事。
32	南房総市	・執行停止基準の取り扱いに応じた改正 ・休日・夜間窓口の推進(国保資格者証対象者夜間窓口の開設実施し利用者が少ない) ・口座振替の推進 ・市県民税特別徴収一斉指定に係る徴収対策
33	匝瑳市	
34	香取市	平成29年4月から督促手数料の徴収廃止を予定しており、平成28年12月市議会定例会へ条例改正を上程する。ついでには、督促状様式の一部変更を検討中。納付書一体型の督促状にすることで、最寄りのコンビニ、金融機関から納付が可能となるため来庁の必要もなくなり、簡便な納付方法にもなるため、現年度分の徴収率向上にも寄与できるものと思われる。
35	山武市	
36	いすみ市	

徴収率向上対策(滞納整理)

		現在検討している対策及び今後検討すべきと考えられる対策
37	大網白里市	
38	酒々井町	・コールセンターの導入を検討し、新規滞納の早期解消を行う。 ・インターネット公売の導入を検討し、差押え財産の換価を行う。
39	栄町	
40	神崎町	
41	多古町	・徴収担当班(収納事務を含まない)の設置。収納業務や窓口対応、調査回答業務等にリソースが奪われ滞納整理が進まないため。 ・臨時職員採用(県税、国税経験者)からの滞納整理ノウハウの習得。 ・滞納整理システムの変更。現在市町村単体で契約しているシステムの為、先進的滞納システムといい難く、特定数値の算出、滞納整理に関する情報を割り出すために時間を要する。
42	東庄町	
43	九十九里町	・新規滞納者に対する強化。 ・実態調査、預金調査を強化し、速やかに滞納処分を実施する。
44	芝山町	
45	横芝光町	・滞納処分並びに滞納処分執行停止の更なる強化 ・ペイジー口座振替受付サービスの周知及び口座振替の促進 ・確定延滞金の完全徴収 ・換価の猶予、徴収の猶予の適用
46	一宮町	
47	睦沢町	
48	長生村	
49	白子町	・現年度課税分の早期滞納整理の実施 ・分納者の履行管理 ・ペイジーの導入 ・搜索の実施
50	長柄町	
51	長南町	・口座振替の推進、特に現年度の未納者に対して、積極的な勧奨を行う。
52	大多喜町	
53	御宿町	早期財産調査及び滞納処分への早期着手
54	鋸南町	
	市計	23
	町村計	7
	県計	30

(注)「市計」「町村計」「県計」は該当団体数。